

土地閉鎖登記簿謄抄本の交付及び閲覧について (お知らせ)

～土地閉鎖登記簿の謄抄本・閲覧方法が変わります～

釧路地方法務局帯広支局では、経年による汚れ、傷みを防止するため、コンピュータ化により閉鎖された土地閉鎖登記簿を電子化し、当該画像データをもって謄抄本を作成し、又は閲覧に供することとしました。

つきましては、令和5年3月30日(木)から次のとおり取り扱うこととなりますので、お知らせします。

◆【謄抄本について】

閉鎖登記簿の画像データをA4判の用紙に印刷し、作成します。

◆【閲覧について】

閉鎖登記簿の画像データをA4判の用紙に印刷したものを閲覧していただきます。

なお、印刷したものは、持ち帰ることができます。

取 扱 庁	取 扱 開 始 日
釧路地方法務局帯広支局	令和5年3月30日(木)

※ 御不明な点などございましたら、取扱庁までお問い合わせください。

令和5年3月9日

釧路地方法務局